流通確認業務サービス利用規約

第１章　総則

（目的）
第１条　この流通確認業務サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）が提供する流通確認業務サービス（以下「業務サービス」という。）の利用に関する条件及びその他の基本的事項を定めることを目的とします。
２　業務サービスは、全軽自協の定款に定める目的を遂行するために行うものとします。

（適用）
第２条　本規約は、第４条（用語の定義）第２号に定める登録所有者及び同条第１号に定める申込者（以下「登録所有者等」という。）が、本規約に基づき業務サービスを利用することに関わる一切の事項に適用されます。
２　登録所有者等が本規約第５条（利用申込）に定める利用申込を行った場合は、本規約に同意したものとみなします。また、業務サービスの利用は、第４条（用語の定義）第４号に定める情報提供サービスの利用を前提としていることから、情報提供サービスに関する規約及び関連規程についても同意したものとみなします。

（本規約の変更）
第３条　全軽自協は、以下の基準にしたがって、本規約（本規約の定めと一体となる業務サービスに係る個別規程（以下「個別規程」という。）を含む。）を変更するものとします。
（１）本規約の変更が登録所有者の一般の利益に適合するとき。
（２）本規約の変更が業務サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
２　前項の変更を行う場合は、登録所有者等に対し、以下を事前に通知するものとします。
（１）本規約を変更すること。
（２）変更後の本規約の内容及び効力発生日
３　前項の通知方法は、業務サービスのシステムでの掲示、全軽自協のホームページへの掲載、書面の送付、電子メールの送信、その他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかで行います。

（用語の定義）
第４条　本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。
（１）「申込者」とは、軽自動車の自動車検査証、限定自動車検査証及び自動車検査証返納証明書に所有者として記録されている者であって、本規約に同意し申込を行おうとする法人、団体又は個人をいいます。
（２）「登録所有者」とは、申込者であって、第５条（利用申込）に定める申込を行い、利用契約が成立した者をいいます。
（３）「所有権留保車両」とは、軽自動車の自動車検査証、限定自動車検査証及び自動車検査証返納証明書において、登録所有者等が所有者として記録されている車両（登録所有者による申告を含む。）をいいます。
（４）「情報提供サービス」とは、全軽自協の「軽自動車検査情報提供サービスの利用に関する規約」で定めるサービスをいいます。

第２章　業務サービスの申込

（利用申込）
第５条　申込者は、本規約に同意のうえ、以下の書類（情報提供サービスの申込に必要な書類を含む。）等を提出し、業務サービスの利用を申し込むものとします。
（１）流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類
（２）軽自動車検査情報（以下「検査情報」という。）の提供に関する委託同意書及び添付書類
（３）法人にあっては、履歴事項全部証明書（発行後１か月以内のもの）。個人にあっては、運転免許証（有効期間内のものの両面の写）及び住民票の写し（発行後１か月以内のもの）
（４）申込時に必要な料金
（５）その他全軽自協が指定するもの
２　全軽自協は、申込者に対し、申込内容を確認及び証明するための書類等の提出を求めることがあります。
３　申込者は、全軽自協が定める「軽自動車検査情報の取扱いに関するマニュアル」を遵守することに同意し、同マニュアルに定める社内体制及び責任者等を決定するものとします。
４　本条第１項第１号及び第２号についての必要な事項は、個別規程において定めます。
５　本条第１項第４号は、第16条（料金）において定めます。

（利用契約の成立）
第６条　申込者と全軽自協との間の業務サービス利用契約（以下「利用契約」という。）は、申込者が前条に定める申込について、全軽自協が承諾した時に成立し、全軽自協は、業務サービスの利用開始日及び業務サービスの利用に必要な認証情報等を通知します。
２　前項の通知方法は、書面の送付、電子メールの送信、その他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかとします。

（変更申込）
第７条　登録所有者は、第５条（利用申込）に定める申込において、全軽自協に提出している情報及び書類の内容に変更が生じる場合には、速やかに変更申込をしなければなりません。
２　前項の取扱いにあたっては、第５条（利用申込）の定めを準用します。この場合には、「申込者」を「登録所有者」、「利用」を「変更」と読み替えます。また、書類のうち、全軽自協が指定したものは提出を省略することができます。

（利用の不承諾）
第８条　全軽自協は、第５条（利用申込）に定める申込及び第７条（変更申込）に定める変更申込について、登録所有者等が以下の事由に該当又は該当する可能性があると判断した場合には、業務サービス及び情報提供サービスの利用を承諾しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
（１）虚偽、誤記又は記入漏れがあるとき。
（２）提出された書類等から登録所有者等の本人確認ができないとき。
（３）過去に全軽自協との契約を解除された事実があり、その原因が改善されていないとき。
（４）第15条（禁止行為）第１項各号の定めのいずれかの行為をしたとき。

（利用更新）
第９条　登録所有者は、全軽自協から業務サービスの利用更新手続きを求められた場合には、指定期間内に全軽自協が指定する書類等を提出するものとします。
２　前項の更新手続きについては、情報提供サービスの利用に係る手続きを含みます。
３　全軽自協は、登録所有者が前２項に定める手続きを行わなかった場合には、第19条（利用契約の解除）の定めに基づき利用契約を解除する場合があります。

第３章　業務サービスの内容及び登録所有者の義務

（業務サービスの内容）
第10条　全軽自協は、以下の業務サービスを提供します。その一部はインターネットを通じて利用することが可能なシステム（以下「業務システム」という。）によります。
（１）登録所有者に代わって情報提供サービスの申込みを行い、提供を受けた以下の検査情報を業務システムに登録します。
イ．統計／初期
ロ．ジャーナル
ハ．複数件検索
（２）登録されている所有権留保車両の各種申請事項及び届出事項に対する承諾の有無（以下、これらの事項を「承諾情報」という。）を登録できる機能を業務システムに備えます。
（３）登録所有者がアクセス制御（各ユーザーのIDの発行及び削除を含む。）することができる機能を業務システムに備えます。
（４）全軽自協の事務所及び支所等の窓口（以下「窓口」という。）における軽自動車の申請確認の際に、申請対象車両について、業務システムに登録されている承諾情報を確認します。
（５）前号に定める確認の結果、登録所有者の承諾がない申請であった場合には、提出者に対し、登録所有者への連絡先等が記載された書面を交付又は提示し、申請前に当該申請の承諾を得るよう促します。
（６）業務システムに登録されている情報のうち、全軽自協が必要と判断した情報（所有権留保車両、台数統計等を含む。）を登録所有者がインターネットを通じて閲覧及びダウンロードする機能を業務システムに備えます。
（７）全軽自協が必要と判断した情報（情報提供サービスによる検査情報の提供及び請求書発行の連絡等を含む。）について、業務システム内での通知又はメールを送信する機能を備えます。
２　前項に定める業務サービスは、法令の規定に抵触しない範囲内に限るものとします。
３　全軽自協は、業務サービスの利用マニュアルを作成します。

（業務システムの利用）
第11条　業務システムの利用時間等は、個別規程に定めるものとします。
２　登録所有者は、業務システムを利用するために必要なあらゆる機器、通信手段等の利用環境について、自己の責任と費用で適切に整備するものとします。

（検査情報の提供に関する委託の同意）
第12条　登録所有者は、業務サービスの利用にあたり、所有権留保車両のデータの管理（編集、加工及び検索）を目的として、全軽自協に対し、自己に代わって情報提供サービスを申込み、軽自動車検査協会から当該車両の検査情報の提供を受けることを委託することに同意するものとします。
２　全軽自協は、前項の定めにより取得した登録所有者の検査情報について、当該登録所有者の同意がある場合又は法令の規定により公的機関への提出等が必要な場合を除き、第三者に対する開示及び提供を行わないものとします。

（システムへの情報登録）
第13条　登録所有者は、業務サービスの履行に必要な情報を業務システムに登録するものとします。
２　前項の情報には、所有権留保車両の承諾情報及び適切な連絡先等を含みます。
３　登録所有者は、本条第１項に定める情報について、誤り等が判明した場合には、速やかに訂正又は削除するものとします。また、全軽自協から訂正又は削除の要請を受けた場合も同様とします。
４　登録所有者は、業務サービスの利用については、全軽自協が作成した利用マニュアルを遵守するものとします。

（登録所有者の管理及び保管責任）

第 14 条　登録所有者は、業務システムの利用に関する以下の情報等について、適切に管理及び保管するものとし、これらが他に漏れないようにするものとします。また、業務システムの利用を第三者に委託する場合には、第三者に本条第 1 項に定める登録所有者の責任と同等の責任を課すものとします。
（１）業務システム等にアクセスするための ID 及びパスワード
（２）業務システム等にアクセスするための認証情報等
（３）業務サービスの利用に必要な利用マニュアル等
（４）業務サービスの利用時に取得した情報（全軽自協の情報を含む。）
（５）全軽自協が指定した情報
２　登録所有者は、自己又は業務システムの利用を委託した第三者が前項に定める管理及び保管責任を怠ったことにより生じた損害の賠償責任を負うものとします。
３　全軽自協は、発行された ID による業務サービスの利用行為について、全て登録所有者の利用とみなし、何らの責任を負わないものとします。
４　登録所有者は、第６条（利用契約の成立）の定めに基づいて通知された業務サービスの利用に必要な認証情報等を、利用契約期間中のみ使用できます。なお、利用契約終了後は削除・廃棄するものとし、一切の使用を禁止します。

（禁止行為）
第 15 条　登録所有者は、業務サービスの利用にあたり、以下の行為（全軽自協が該当すると判断する行為も含む。）をしてはなりません。
（１）公序良俗に反する行為
（２）法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する　行為
（３）全軽自協又は第三者が所有する情報及び財産等を侵害又は侵害するおそれのある行為
（４）全軽自協又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害又は侵害するおそれのある行為
（５）全軽自協又は業務サービスに関係する第三者の業務及びその付随事項の運営を妨害する行為
（６）業務サービスの利用に際し、虚偽又は誤解を生じさせる情報の入力及び申告する行為
（７）業務サービスの目的に沿わない行為
（８）業務サービスの利用に関する情報、有体物、権利及び義務並びに契約上の地位その他これらの何れかに準ずるものの一切を第三者に譲渡又は貸与等する行為（委託業務を除く。）
（９）業務サービスに関連するシステムへの不正アクセス及びそれを試みる行為
（10）業務サービスを利用する新たなサービスを提供する行為
（11）反社会的勢力に対する直接又は間接的な利益の供与及び協力行為
（12）全軽自協に対する社会通念上相当な範囲を超えた要求行為
（13）全軽自協が第 1 号から第 12 号に定める行為に準ずる不適切行為と判断する行為
２　前項の定めは、解約及び解除（以下「解約等」という。）申入れ後、解除等成立日までの間の行為についても適用されます。

第４章　業務サービスの料金

（料金）
第 16 条　登録所有者等は、全軽自協に対し、業務サービスの利用に伴う以下の料金を支払うものとします。
（１）システム利用料（月額）
（２）流通確認料
（３）情報提供サービスの利用料金
（４）第５条（利用申込）及び第７条（変更申込）に定める申込時に必要な料金
２　前項第３号の利用料金は、情報提供サービスを受けることにより発生し、その種類等については、個別規程に定めます。
３　第５条（利用申込）及び第７条（変更申込）に定める申込の結果、第８条（利用の不承諾）の定めに

より業務サービス及び情報提供サービスの利用が不承諾となった場合でも、本条第１項第４号の料金は返金しません。
４　本条第１項に定める各料金の額及び支払方法等、料金に関する事項については、個別規程に定めます。

（遅延損害金）
第17条　登録所有者等が、第16条（料金）に定める料金について支払を遅滞した場合には、支払遅滞日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
２　前項の支払方法は、全軽自協が指定した方法とします。

第５章　利用契約の解約等

（利用契約の解約）
第18条　登録所有者は、利用契約を解約する場合には、全軽自協が指定する手続きに則り、解約希望日の１か月前までに解約の申入れをするものとします。
２　前項の解約の申入れには、情報提供サービスの解約も含みます。
３　解約は、本条第１項の解約希望日又は全軽自協の解約手続終了日のうち、早く到来する日をもって成立します。
４　登録所有者は、解約後であっても、解約成立日までの行為等により発生した第４章（業務サービスの料金）の定めによる各料金を支払うものとします。
５　全軽自協は、解約後であっても、登録所有者の利用により発生した損害と判断した場合には、第27条（損害賠償）の定めによる請求を行います。

（利用契約の解除）
第19条　全軽自協は、登録所有者が以下の事由に該当すると判断した場合には、事前の通知をすることなく、利用契約を解除することができます。
（１）第15条（禁止行為）の定め、その他の本規約の定めに違反したとき。
（２）破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続の開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てを行ったとき。
（３）料金の支払債務の不履行があったとき。
（４）情報提供サービスが受けられないにも関わらず解約しないとき。
（５）本規約の定めに基づき提出する書類及び届出等に虚偽の事実があることが判明したとき。
（６）全軽自協からの連絡に対し、到達後１か月以内に返答がないとき。
（７）業務サービスの利用について、全軽自協が第１号から第６号に定める事由に準ずる事由があると判断したとき。
２　本条の定めによる解除については、前条の第２項、第４項及び第５項を準用し、「解約」を「解除」と読み替えます。
３　本条第１項第６号に定める全軽自協の連絡方法は、業務システム内での掲示、書面の送付、電子メールの送信及びその他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかとします。
４　全軽自協は、本条の定めに基づく解除によって発生した紛争や損害については、第１項に定める判断が誤ったものであり、かつ、悪意によるものであった場合を除いて一切の責任を負いません。

第６章　利用の制限等

（利用の制限）
第20条　全軽自協は、第15条（禁止行為）各号のいずれかに定める行為が確認された場合には、登録所有者に事前に通知することなく、業務サービスの一部又は全部の利用を、一時的に制限することができ

るものとします。
2　全軽自協は、本条の定めに基づき行った業務サービスの一部又は全部の利用制限によって発生した紛争や損害については、前項の利用制限が悪意によるものであった場合を除いて、一切の責任を負いません。

（利用の休止又は停止）
第21条　全軽自協は、以下に該当する事由が発生した場合には、登録所有者に事前の通知をすることなく、業務サービスの一部又は全部の利用を、休止又は停止することができるものとします。
（１）情報提供サービスの提供が一時的に受けられないとき。
（２）全軽自協が利用制限することを必要と判断したとき（システムの保全を含む)。
（３）業務サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行うとき。
（４）コンピューター又は通信回線等が事故等により停止したとき。
（５）全軽自協自身では対処できない事情又は業務サービスの管理若しくは運営ができないとき。
（６）第１号から第３号に定める事由に準じる事由により、全軽自協が休止又は停止を必要と判断したとき。
2　前項の通知をする場合は、業務システム内での掲示、電子メールの送信及びその他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかとします。
3　全軽自協は、本条の定めに基づき行った業務サービスの一部又は全部の利用の休止又は停止によって発生した紛争及び損害については、上記利用の休止又は停止が悪意によるものであった場合を除いて、一切の責任を負いません。

（利用契約の解約及び業務サービスの廃止）
第22条　全軽自協は、以下のいずれかに該当する場合は、利用契約を解約し、業務サービスを廃止することができるものとします。
（１）登録所有者に対し、６か月前までの予告により業務サービスを廃止することを通知したとき。
（２）全軽自協の業務サービスの管理及び運営が不能となり、業務サービスの継続ができないことを主たる理由として利用契約の解約及び業務サービスの廃止を行うことを理事会で決定し、同決定事項を登録所有者に通知したとき。
2　前項の通知方法は、業務システム内での掲示、ホームページへの掲載、書面の送付、電子メールの送信及びその他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかとします。
3　全軽自協は、本条に基づき行った利用契約の解約又は業務サービスの廃止によって発生した紛争及び損害については、上記解約又は廃止が悪意によるものであった場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

第７章　雑則

（個人情報の取扱い）
第23条　全軽自協は、業務サービスの利用又は申込によって取得する個人情報について、全軽自協が定めた「個人情報等保護方針」に従い適切に取扱います。
2　登録所有者等は、業務サービスの利用により取得した個人情報について、法令等に基づき、必要かつ適切な措置を講じる責任があります。
3　登録所有者等が前項により取得した個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、登録所有者等は、第三者に対し、本規約及び個別規程で定められている登録所有者の義務及び責任と同等の義務及び責任（再委託先等において安全管理措置を講じることを含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
4　全軽自協及び登録所有者等は、相手方から、個人情報の取扱いに関する情報の開示や説明を求められた場合には応じるものとします。

（報告義務）
第24条　全軽自協及び登録所有者等は、個人情報保護法に定める情報の漏えい等が発生又は発生した可能性がある場合には、その情報が業務サービスに関連するものではない場合であっても、相手方にその旨を速やかに報告するものとします。
２　前項の情報の漏えい等が業務サービスに関連する場合は、相手方が求める対応及び情報開示（業務サービスに関係するものに限る。）を行うものとします。

（通知）
第25条　登録所有者等は、以下のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を全軽自協に通知するものとします。
（１）事業及び組織に係る変更がある可能性があるとき。
（２）禁止行為又は本規約の定めに違反する行為若しくはそれらを認めたとき。
（３）別途、全軽自協が指定した内容
２　前項の通知方法は、書面の送付、電子メールの送信及びその他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかとします。

（反社会的勢力の排除）
第26条 全軽自協及び登録所有者等は、相手方に対し、以下の事項を確約します。
（１）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この利用契約を締結するものでないこと。
（４）この利用契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
イ．相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
ロ．　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
２　相手方は、前項の定めにより利用契約を解除された場合には、解除した当事者に対し、その損害を賠償すると共に解除により生じる相手方の損害について、同当事者に対し、一切の請求をすることができないものとします。

（損害賠償）
第27条　全軽自協及び登録所有者等は、相手方が本規約の定めに違反し、相手方の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合には、損害賠償を請求することができます。ただし、通常生ずべき損害に限ります。
２　全軽自協及び登録所有者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合には、責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、被った損害賠償を相手方に請求できるものとします。
（１）反社会的勢力との関わりの判明又は適切な根拠に基づく相手方の疑念の発生したとき、その他前条第１項各号に定める事実に該当するとき。
（２）風説の流布、偽計、威力その他不正な手段を用いて相手方の信用を毀損したとき。

（免責）
第28条　全軽自協は、以下についての責任を負わないものとします。
（１）業務サービスを通じて得る情報等の事実上又は法律上の不適合（正確性、完全性、最新性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む)。
（２）業務サービスに起因して生じた登録所有者等が被った損害（全軽自協の悪意による場合を除く)。

（準拠法・裁判管轄）
第29条　本規約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されます。

２　全軽自協と登録所有者等の間で、本規約及び個別規定並びに利用契約について、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を訴訟に関する第一審の専属管轄裁判所とすること並びに東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を調停に関する管轄裁判所とすることとします。

附則（2024年７月１日）
１．この規約は2024年７月１日から適用します。
２．本規約の業務サービスの利用開始日は、2025年７月１日とします。